

第1号議案

2023年度会費及び特別会費の請求について (案)

定款第54条に定める会費及び定款第55条に定める特別会費について、2023年度分を、下記のとおり請求する。

記

1. 会費

①請求対象：2023年4月1日時点の会員*：1,770者

(会員内訳)

一般送配電事業者	：	10者
送電事業者	：	3者
特定送配電事業者	：	38者
小売電気事業者	：	721者
登録特定送配電事業者	：	31者
発電事業者	：	1,069者
特定卸供卸事業者	：	45者

*4月2日以降に加入した会員については、加入の都度請求。

②請求金額：1会員につき1万円（消費税不課税）

③請求書：別紙1のとおり

④請求日（予定）：2023年4月11日（火）

⑤支払期限：2023年5月10日（水）

2. 特別会費

①請求対象：2023年4月1日時点の一般送配電事業者たる会員10者*

*定款第55条第1項の規定に基づき、請求対象は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員であるが、配電事業者はまだ存在しない。

②請求金額：定款第55条第2項の規定に基づき、2021年度の各供給区域の需要電力量等を基礎として下表のとおり算出。

(単位：千円／消費税不課税)

請求対象	請求金額（千円）
北海道電力ネットワーク株式会社	361,126

東北電力ネットワーク株式会社	996,499
東京電力パワーグリッド株式会社	3,389,264
中部電力パワーグリッド株式会社	1,608,740
北陸電力送配電株式会社	354,779
関西電力送配電株式会社	1,701,967
中国電力ネットワーク株式会社	719,219
四国電力送配電株式会社	320,930
九州電力送配電株式会社	1,040,008
沖縄電力株式会社	85,359

③請求書：別紙2のとおり

④請求日（予定）：2023年4月6日（木）

⑤支払期限：2023年4月25日（火）

<参照条文>

○定款（抄）

（会費）

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 本機関は、既納の会費は返還しない。

（特別会費）

第55条 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、その事業開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。

2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。

【添付資料】

別紙 1 : 2023 年度会費請求書

別紙 2 : 2023 年度特別会費請求書

※別紙 1 及び別紙 2 については、業務規程第 5 条第 2 項第 3 号に掲げるもの
（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報
管理規程第 4 条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公
表とする。

以 上